

社会福祉法人大樹会 かいこうの郷居宅介護支援事業所 重要事項説明書
(2025年4月1日現在)

1. 事業の目的

要介護状態にある方に対し、適切な居宅介護支援を提供します。

2. 運営の方針

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

3. 事業者の内容

(1) サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人大樹会
所在地	滋賀県彦根市野田山町1098番地
代表者名	理事長 片山 紀子
電話番号	0749-30-3387
FAX番号	0749-30-3386

(2) 提供できるサービスの地域

事業所名	かいこうの郷居宅介護支援事業所
指定番号	2570201265
所在地	滋賀県彦根市日夏町 151 番地
管理者の氏名	橋山 祝子
電話番号	0749-28-7951
FAX番号	0749-28-0319
サービスを提供する地域	彦根市 犬上郡 愛知郡

(3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤	非常勤
管理者	業務の一元的な管理 法令等の規定遵守のための指揮命令	1名	
介護支援専門員	居宅介護支援業務（介護計画作成及び各種サービス事業者との連絡調整・給付管理）	1名 以上	

(4) 営業日および営業時間

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：午前8時30分から午後5時30分

*ただし、12月30日から1月3日まで除きます。

4. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成、各サービス提供事業者との連絡調整

本人とともにご利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行います。

(2) サービス実施状況及び課題の把握

1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がご利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、少なくとも1ヶ月に1回以上モニタリングの結果を記録します。

(3) 居宅サービス計画の変更

本人が居宅サービス計画変更を希望された場合又は、本人の状況等で事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

(4) 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(5) 要介護認定等の支援

事業者は、本人の要介護認定または更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。本人が希望される場合は、要介護認定の申請をご利用者に代わって行います。

(6) 居宅サービス計画等の情報提供について

本人が他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、本人の申出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

5. 利用料金

(1) 基本料金（厚生労働大臣が定める基準額）

*サービス料金は地域区分に基づき、単位数×10,42（小数点以下切り捨て）にて算出されます。

		要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人あたりの利用者の数が40人未満の場合	単位数	1,086 単位	1,411 単位
	サービス料金	11,316 円	14,702 円
介護支援専門員1人あたりの利用者の数が40人以上60人未満の場合	単位数	544 単位	704 単位
	サービス料金	5,668 円	7,335 円
介護支援専門員1人あたりの利用者の数が60人以上の場合	単位数	326 単位	422 単位
	サービス料金	3,396 円	4,397 円

*介護保険が適用される場合は、全額介護保険により負担されます。但し、保険料の滞納がある場合は、本人の自己負担となります。本人に料金頂いた場合は、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書を、介護保険者（市、町）の担当窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 加算料金等

算定項目			算定要件
初回加算	単位数	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合。 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	サービス料金	3,126 円	

入院時情報 連携加算(Ⅰ)	単位数	250 単位	利用者が病院又は診療所にしたその日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供した場合。入院以前の情報提供を含む。営業時間終了時または営業日以外の日に入院した場合は、入院の翌日を含む。
	サービス料金	2,605 円	
入院時情報 連携加算(Ⅱ)	単位数	100 単位	利用者が病院又は診療所に入院してから翌日または翌々日に当該病院・診療所に職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合。営業時間終了後の入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業でない場合は、その翌日を含む。
	サービス料金	1,042 円	
退院・退所 加算(Ⅰ)イ	単位数	450 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている場合。
	サービス料金	4869 円	
退院・退所加 加算(Ⅰ)ロ	単位数	600 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員から利用に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている場合。
	サービス料金	6252 円	
退院・退所 加算(Ⅱ)イ	単位数	600 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員から利用に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている場合。
	サービス料金	6252 円	
退院・退所 加算(Ⅱ)ロ	単位数	750 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合。
	サービス料金	7815 円	

退院・退所 加算（Ⅲ）	単位数	900単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたって、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる場合。
	サービス料金	9378円	
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	単位数	200単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
	サービス料金	2,084円	
通院時情報 連携加算	単位数	50単位	利用者が病院・診療所において医師または歯科医師の診察を受けるときに同席し医師または歯科医師等への心身の状況や環境等の必要な情報の提供を行うとともに医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報を受けたうえでケアプランに記録した場合。
	サービス料金	521円	
ターミナル ケアマネジ メント加算	単位数	400単位	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上でターミナル時期に通常以上の頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、把握した利用者の心身状況等を記録し、主治医等や居宅サービス事業所へ提供した場合
	サービス料金	4168円	

・その他の費用

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う居宅介護支援に要した交通費については、自動車の場合、通常の事業実施地域を超えた地点より1kmあたり15円のお支払いとなります。

6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

8. 本人の尊厳

本人の人権擁護、虐待防止、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

9. 苦情相談窓口

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口：苦情受付担当者 橋山 祝子

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

受付方法：口頭若しくは書面

* 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

彦根市高齢福祉推進課

所在地：滋賀県彦根市八坂町 1900 番地 4 (市立病院敷地内)

彦根市保健・医療複合施設くすのきセンター

電話番号：0749-24-0828

受付時間：9時00分～16時45分(土日、祝日を除く)

甲良町保健福祉センター保健福祉課

所在地：滋賀県犬上郡甲良町大字在土 357-1

電話番号：0749-38-5151

受付時間：8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

豊郷町医療保険課

所在地：滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地

電話番号：0749-35-8116

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

愛荘町福祉課

所在地：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電話番号：0749-42-7691

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号：077-510-6605

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

10. 身分証明の携行

介護支援専門員は、身分を証明する書類を常に携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときには、これを掲示します。

11. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任よりご利用者様に生じた損害について、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅サービス計画書の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

利用者は居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

13. 医療と介護の連携の強化

利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとします。

14. 人権擁護及び虐待防止について

従業員の人権意識向上や知識や技術の向上、居宅サービス計画書の作成などにおいて適切な支援実地に努めます。

15. 非常災害対策について

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の居介護支援事業所との連携および協力をを行う体制を構築するように努めます。

16 事業所としてのハラスメント対策について

- ・ 事業所としてのハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について、事業所の基本方針として決定しています。
- ・ 職員への相談体制の整備を行います。
- ・ 職員への方針等の周知と啓発を行います。

17 介護サービス利用にあたってご留意いただきたい事項

・ 禁止行為

職員に対しての身体的暴力（身体的な力を使って気概を及ぼす行為）

職員に対して精神的な暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ）

そのほか、悪質なクレームやストーカー行為等。

指定居宅介護支援サービスについて、本人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

〈事業者〉

所在地 滋賀県彦根市日夏町 151 番地

事業所名 社会福祉法人大樹会
かいこうの郷居宅介護支援事業所
(2570201265)

管理者名 橋 山 祝 子 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈本人〉

住所 電話番号

氏名 印

〈代理人（選任した場合）〉

住所 電話番号

氏名 印（続柄 ）

